

会 見 年 月 日	令和8年10月23日（金曜日）		
担 当 課	保健センター	（担当者名：日笠）	
問い合わせ先	TEL：0791-46-8701	（内線： ）	FAX：0791-46-8705

赤穂市と日本生命保険相互会社姫路支社との連携協定の締結について

赤穂市（市長 牟禮 正稔）は、日本生命保険相互会社姫路支社（支社長 植野 英二）との間で、次のとおり健康増進に関する連携協定を締結します。

1 協定締結式

日 時：令和8年10月23日（金） 14：00～

場 所：赤穂市役所 6階大会議室

2 協定先企業の概要

- (1) 名 称 日本生命保険相互会社姫路支社
- (2) 所 在 地 〒670-0962 姫路市南駅前町 100 番 姫路パラシオ 2 ビル 10 階
- (3) 事業内容 生命保険業

3 式次第

- (1) 開式
- (2) 出席者紹介
- (3) 代表者あいさつ
- (4) 協定書締結
- (5) 「ニッセイ医療費白書」寄贈
- (6) 記念撮影
- (7) 質疑応答
- (8) 閉式

赤穂市と日本生命保険相互会社姫路支社との健康増進に関する連携協定書

赤穂市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社姫路支社（以下「乙」という。）とは、次のとおり健康増進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、赤穂市民（以下「市民」という。）が安心して健康に暮らせるまちの実現及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 生活習慣病の予防に関すること
- (3) がん対策に関すること
- (4) 感染症対策に関すること
- (5) その他、両者が協議し、必要と認めること

2 乙は、前項第1号に掲げる事項について、「ニッセイ医療費白書」を提供するほか、「意識実態アンケート」の報告等により、甲との連携及び協働の推進を図るものとする。

3 前項の連携を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、決定する。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定を変更することができるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定に関し特段の申し出がないときは、更に1年間、本協定を更新し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項等の実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県赤穂市加里屋81番地
赤穂市
赤穂市長

乙 兵庫県姫路市南駅前町100番地 姫路パラシオ2ビル10階
日本生命保険相互会社姫路支社
支社長